

三重縣公報

第四千九百十號

昭和十九年四月八日

土曜 日

告示

●三重縣告示第二百九十八號

三重縣度會郡瀧原町立青年學校校數及位置昭和十九年三月三十一日附左ノ通指定セリ
昭和十九年四月八日 三重縣知事 持 永 義 夫

- 一、校 數 壹
- 一、位 置 三重縣度會郡瀧原町大字野後一八八九番地ノ一

●三重縣告示第二百九十九號

左記青年學校廢止ノ件昭和十九年三月三十一日附認可セリ
昭和十九年四月八日 三重縣知事 持 永 義 夫

- 一、廢止青年學校 三重縣度會郡瀧原町立野後青年學校
- 三重縣度會郡瀧原町立阿曾青年學校
- 一、廢止年月日 昭和十九年三月三十一日

●三重縣告示第三百號

左記青年學校設置ノ件認可セリ

- 昭和十九年四月八日
- 一、名 稱 三重縣度會郡瀧原町立青年學校
 - 二、位 置 三重縣度會郡瀧原町大字野後一八八九番地ノ一
 - 三、設置年月日 昭和十九年三月三十一日

●三重縣告示第三百一號

青年學校名稱變更ノ件左ノ通認可セリ

- 昭和十九年四月八日
- 一、新 名 稱 三重縣飯南郡柿野町立青年學校
 - 二、舊 名 稱 三重縣飯南郡柿野町立第一青年學校
 - 三、變更年月日 昭和十九年三月三十一日

●三重縣告示第三百二號

左記青年學校廢止ノ件昭和十九年三月三十一日附認可セリ

- 昭和十九年四月八日
- 私立東洋紡績桑名女子青年學校
 - 私立三重製網楠女子青年學校
- 三重縣知事 持 永 義 夫

●三重縣告示第三百三號

國民健康保險法第十一條ニ依リ左ノ通國民健康保險組合ノ設立ヲ認可セリ

- 昭和十九年四月八日
- 三重縣知事 持 永 義 夫

組合ノ名稱

事務所ノ所在地

組合ノ地區

認可年月日

- 尾鷲町國民健康保險組合 北牟婁郡尾鷲町大字 昭和十九年三月二十五日
- 沼木村同 度會郡沼木村大字上野 同

●三重縣告示第三百四號

左記國民健康保險組合ノ被保險者ニ對シ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス保險醫及保險藥劑師ノ範圍左ノ通指定ス

昭和十九年四月八日

三重縣知事 持 永 義 夫

- 一、國民健康保險組合ノ名稱 尾鷲町國民健康保險組合

沼木村同

- 二、診療又ハ藥劑ノ支給ヲ爲ス保險醫又ハ保險藥劑師ノ範圍

三重縣、愛知縣、岐阜縣、滋賀縣、京都府、大阪府、奈良縣及和歌山縣一圓ノ保險醫及保險藥劑師トス

●三重縣告示第三百五號

健民修鍊實施ノ爲必要ニ付左記市町村ニ限リ國民體力法施行規則第八條ノ二ニ依リ體力檢查ヲ行フベキ期間ヲ昭和十九年四月二十日ヨリ五月二十日ニ定メ同規則第六條ニ基キ同法第六條ノ届出期日ヲ四月十九日迄ト指定ス

昭和十九年四月八日

三重縣知事 持 永 義 夫

- 津市、四日市市、宇治山田市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、上野市、阿山郡各町村

●三重縣告示第三百六號

農業團體法第八十八條ノ規定ニ依リ左ノ法人ニ對シ昭和十九年四月六日解散ヲ命ジタリ

昭和十九年四月八日

三重縣知事 持 永 義 夫

法人 名

村 主 村 農 會

保證責任 村主信用販賣購買利用組合

草 生 村 農 會

保證責任 草生信用販賣購買利用組合

●三重縣告示第三百七號

水産業團體法第八十九條ノ規定ニ依リ左ノ法人ニ對シ昭和十九年四月二日附ヲ以テ解散ヲ命ジタリ

昭和十九年四月八日

三重縣知事 持 永 義 夫

四日市市大字東富田

無限責任 富田漁業協同組合

四日市市大字富田一色

保證責任 富洲原漁業協同組合

一志郡香良洲町

保證責任 香良洲漁業協同組合

一志郡雲出村

保證責任 伊倉津浦漁業協同組合

一志郡松ヶ崎村

保證責任 松崎浦漁業協同組合

一志郡天白村

保證責任 天白漁業協同組合

●三重縣告示第三百八號

昭和十九年三月三十一日左記森林組合設立ノ件認可セリ

昭和十九年四月八日

三重縣知事 持 永 義 夫

- 一、名 稱 追補責任四鄉村森林組合
- 二、事 務 所 度會郡四鄉村大字楠部一、七〇四番地
- 三、地 區 度會郡四鄉村ノ地域トス
- 四、目的及事業 組合員ノ所有スル森林ノ經營ヲ爲シ森林生産ノ保續ヲ圖ルヲ以テ目的トシ左ノ事業ヲ行フ

- 1、施業案ニ基キ森林ノ造成及森林産物ノ處分ヲ爲スコト
 - 2、樹苗ノ養成、林道ノ開設其ノ他前號ノ森林ノ施業ニ必要ナル施設ヲ爲スコト
 - 3、森林産物ノ處分ニ必要ナル運搬、加工、保管及販賣ニ關スル施設ヲ爲スコト
 - 4、組合員ノ森林ノ維持ニ必要ナル資金ノ貸付ヲ爲スコト
 - 5、地區内ニ居住スル森林所有者ヲ創設スル爲メ地區内森林ヲ取得スルコト
- 五、出資一口ノ金額 拾 圓
 - 六、出資拂込方法 第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付貳圓トシ第一回後ノ出資ノ拂込ニ充當スルモノノ外拂込完了ニ至ル迄毎年六月及十二月ニ於テ出資一口ニ付壹圓宛ヲ拂込ムモノトス
 - 七、出資ノ總口數 二千五百五十二口
 - 八、追補金額ノ總額 貳萬壹千五百貳拾圓
 - 九、公告ノ方法 組合ノ揭示場ニ揭示シ且伊勢新聞ニ掲載シテ之ヲ爲スモノトス

●三重縣告示第三百九號

昭和十九年三月三十一日左記森林組合設立ノ件認可セリ

昭和十九年四月八日

三重縣知事 持 永 義 夫

- 一、名 稱
- 二、事 務 所 區
- 三、地 區
- 四、目的及事業

追補責任鵜方村森林組合
 志摩郡鵜方村千七百五十四番地
 志摩郡鵜方村ノ地域トス
 組合員ノ所有スル森林ノ經營ヲ爲シ森林生産ノ保續ヲ圖ルヲ以テ目的トシ左ノ事業ヲ行フ

- 1、施業案ニ基キ森林ノ造成及森林産物ノ處分ヲ爲スコト
 - 2、樹苗ノ養成、林道ノ開設其ノ他前號ノ森林ノ施業ニ必要ナル施設ヲ爲スコト
 - 3、森林産物ノ處分ニ必要ナル運搬、加工、保管及販賣ニ關スル施設ヲ爲スコト
 - 4、組合員ノ森林ノ維持ニ必要ナル資金ノ貸付ヲ爲スコト
 - 5、地區内ニ居住スル森林所有者ヲ創設スル爲メ地區内森林ヲ取得スルコト
- 拾 圓
- 第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付貳圓トシ第一回後ノ出資ノ拂込ニ充當スルモノノ外拂込完了ニ至ル迄毎年四月及十月ニ於テ出資一口ニ付壹圓宛ヲ拂込ムモノトス
- 七百二十九口
- 七千貳百九拾圓
- 組合ノ揭示場ニ揭示シ且伊勢新聞ニ掲載シテ之ヲ爲スモノトス

●三重縣告示第三百十號

昭和十九年三月三十一日左記森林組合設立ノ件認可セリ

昭和十九年四月八日

三重縣知事 持 永 義 夫

- 一、名 稱
- 二、事 務 所 區
- 三、地 區
- 四、目的及事業

追補責任島ヶ原村森林組合
 阿山郡島ヶ原村四千八百九十四番地
 阿山郡島ヶ原村ノ地域トス
 組合員ノ所有スル森林ノ經營ヲ爲シ森林生産ノ保續ヲ圖ルヲ以テ目的トシ左ノ事業ヲ行フ

- 1、施業案ニ基キ森林ノ造成及森林産物ノ處分ヲ爲スコト
 - 2、樹苗ノ養成、林道ノ開設其ノ他前號ノ森林ノ施業ニ必要ナル施設ヲ爲スコト
 - 3、森林産物ノ處分ニ必要ナル運搬、加工、保管及販賣ニ關スル施設ヲ爲スコト
 - 4、組合員ノ森林ノ維持ニ必要ナル資金ノ貸付ヲ爲スコト
 - 5、地區内ニ居住スル森林所有者ヲ創設スル爲メ地區内森林ヲ取得スルコト
- 拾 圓
- 第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付貳圓トシ第一回後ノ出資ノ拂込ニ充當スルモノノ外拂込完了ニ至ル迄毎年一月ニ於テ出資一口ニ付壹圓宛ヲ拂込ムモノトス
- 八百四十八口
- 八千四百八拾圓
- 組合ノ揭示場ニ揭示シ且伊勢新聞ニ掲載シテ之ヲ爲スモノトス

通牒照會

●文第二九號

昭和十九年四月八日

官房長

(例規) 廳中各課長殿

各 麻 長 殿

宛名ノ簡素取扱ニ關スル件

本廳ヨリ所轄官署全般ニ對シ通牒照會等ヲ發スル場合個々ニ其ノ宛名ヲ列記スルノ繁ヲ避ケ「各麻」ノ文字ヲ以テ之ニ代ヘ取扱フコトニ付テハ昨年七月七日附文第六二號ヲ以テ通牒致シ置キタル處其ノ後相當異動アリタルニ付宛名個所ヲ左ノ通變更致スベキニ付御了知相成度右通牒ス

記

「傷痍軍人農會技術員養成所」縣出張所「及」林產物検査所「ヲ」削リ「國民職業指導所」ヲ「國民勤勞動員署」ニ改メ「水産試驗場」ノ次ニ「水産試驗場川越支場」ヲ、「四日市港務所」ノ次ニ「土木出張所」、「北伊勢工業用水建設事務所」、「松阪港修築事務所」ヲ、「木船工補導所」ノ次ニ「女子製圖工補導所」及「女子機械工補導所」ヲ加フ

昭和十九年四月八日印刷發行

三重縣 廳

●衛第八九九號

昭和十九年四月八日

三重縣 內政部 長

各 市 町 村 長 殿

各 男子 中 等 學 校 長 殿

各 指 定 事 業 場 管 理 人 殿

昭和十九年度體力検査施行ニ關スル件

決戦下兵力及勤勞力ノ飛躍的増強ノ要請セラルル秋國民體力ノ低下ノ徵アルハ極メテ憂慮スベキコトニシテ戦力ノ増強ト之ガ基盤ヲ爲ス國民體力ノ向上ヲ全カラシムルハ現下喫緊ノ要務ニ之レ有リ是ヲ以テ昭和十九年度ニ於ケル體力検査ノ實施ニ當リテハ緊迫セル時局下特ニ之ヲ施行スル趣旨ヲ充分了得セラレ左記ニ依リ體力検査ノ強化徹底ヲ期セラレ度右通牒ス

記

一、體力検査従事者、検査補助者ノ訓練ニ特ニ意ヲ用ヒ検査ノ正確ヲ期スルコト

二、被管理者ノ範圍ハ十一月三十日ニ於テ年齢十五年以上二十六年未満ノ男子(自大正七年十二月二日)ニ出生シタルモノトシ從前通體力検査ヲ施行スルモ年齢二十年以上ノ被管理者ニ付テハ結核ニ重點ヲ置ク疾病異常検査ヲ施行スルモノトスルコト

三、體力検査票及體力手帳ノ年齢ノ記載ニ關シテハ月ヲ以テ計算スルコトトシ出生ノ月ヨリ起算シ前月ヲ以テ満年數トシ應當月ヨリ起算シ検査ノ月迄ヲ満月數トスルコトニ改ムルコト

〔例〕昭和四年十月出生シタル者昭和十九年九月検査ヲ受ケタル場合ハ「十五年」同年十月検査ヲ受ケタル場合ハ「十五年一月」ト記載スルコト

四、色盲検査ニ關シテハ初メテ體力検査ヲ受クル者以外ノ被管理者ニ付テハ之ヲ省略スルコト

別刷

五、癩療養所、結核療養所又ハ精神病院ニ入所(院)中ノ被管理者ノ體力検査ニ付テハ身體計測及機能検査ハ

之ヲ省略シ疾病異常検査ニ關シテハ所(院)長ヨリノ疾病異常ノ報告ヲ以テ足ルモノトスルコト

六、體力検査實施ノ際成ルベク併セテ體力章檢定ヲ實施スルコト(此ノ場合ニ於テハ荷重速行ヲ省略スルコト)

七、體力検査ノ實施ニ當リテハ單ニ検査ノ實施ノミヲ以テ足レリトセズ體力管理醫ノ指導等ヲ能ク限リ懇切適切ナラシムルコト

八、體力管理ノ趣旨ヲ一層理解徹底セシムルノ積極的措置ヲ講ズルコト

九、關東州國民體力令ノ規定ニ基キ交付セラレタル體力手帳トハ相互利用スルコトトシ兩法域ニ於テ實施スル検査ノ重複ヲ來サザル様留意スルコト

一〇、ツベルクリン皮内反應ノ實施方法及記載様式

結核豫防接種等ニ關聯シツベルクリン皮内反應ノ實施方法ヲ改ムルノ要アルヲ以テ之ガ實施方法及體力検査票記載方法ニ付テハ別紙ノ通改ムルコト

(別紙)

體力調査票
體力手帳
記載方法中ツベルクリン皮内反應ニ關シ改正スベキ事項

實施方法及記載様式

日本藥局法ツベルクリン(舊ツベルクリン)二〇〇〇倍溶液〇・一立方センチメートルヲ左前膊内側ノ皮内(皮下デハナイ)ニ注射スル、注射器ハツベルクリン用注射筒ニ太サ四分ノ一或ハ五分ノ一ノ注射針ヲ附シタルモノヲ用ヒル、反應ノ検査ハ注射後四十八時間ヲ經テ注射部位ノ發赤ノ有無ヲ検査シ發赤アル者ニ就テハ更ニ硬結ト二重發赤ノ有無ヲ検査スル

而シテ發赤セル場合ハ發赤ノ徑(圓形ニ近イ場合ハ其ノ直徑、橢圓形其ノ他不整形ノ場合ハ短徑、二重發赤アル場合ハ内側ノ發赤ノ徑)ヲ測定シ左記ニ依リ陰性、疑陽性、陽性ノ別ヲ判定シ之ヲ發赤徑ト共ニ記載スル單位ハミリメートルトシテ單位未滿ハ切捨テ爾二重發赤ノ徑ハ判定シナイデヨイ

發 赤 徑

自〇ミリメートル 陰 性
至四ミリメートル

自五ミリメートル 疑陽性
至九ミリメートル

自十ミリメートル以上 陽 性

過去ニ於ケルツベルクリン皮内反應検査ニ於テ陽性ナルコト明カナル(體力手帳ノ點檢等ニヨリ)者ハ「既陽性」トシテ記載ス

過去約一ケ年以内ニ行ハレタルツベルクリン皮内反應検査ニ於テ陰性又ハ疑陽性ニシテ今回ノ検査ニ於テ陽性ニ判定セラレタル者ニ就テハ「陽轉」トシテ記載スルコト

ツベルクリン皮内反應陽轉者ニシテ過去約一ケ年以内ニ結核豫防接種(BCG)ヲ受ケタル者ニ就テハ其ノ施行年月日ヲ記載スルト共ニ次ノ標準ニヨリ自然感染ニ依ル陽轉ナリヤ結核豫防接種ニ依ル陽轉ナリヤヲ判別シテ記載スルコト

自然感染陽轉ト認ムル者

イ、結核豫防接種(BCG)後六ヶ月以内ノ者ニシテ二重發赤アル者

ロ、結核豫防接種(BCG)後六ヶ月以上ヲ經過シタル者ニシテ硬結又ハ二重發赤アル者

結核豫防接種(BCG)陽轉ト認ムル者

イ、結核豫防接種(BCG)後六ヶ月以内ノ者ニシテ二重發赤ナキ者

指 導

ロ、結核豫防接種（BCG）後六ヶ月以上ヲ經過シタル者ニシテ硬結又ハ二重發赤ナキ者

……爾後本反應ハ施行シナイノデアル」ノ次ニ左記ヲ加フ 但シ結核豫防接種（BOG）ニ依ル陽轉者ニ付テハ次回ノ検査ニ於テ再ビ之ヲ行フ
體力手帳記載方法中

二三、「ツベルクリン皮内反應」欄ノ記載中
（イ）ヲ次ノ通改メル

（イ）「陽性」「疑陽性」「陰性」ノ別ヲ記載シ（十、十一、一 等ノ符號ヲ用ヒザルコト）發赤徑ハ記載セザルコト
陽轉者ニシテ結核豫防接種（BCG）ニ依ル陽轉ト認メラルル者ニ付テハ陽性（BCG）ト記載スルコト

三二、「體力ニ關スル參考記事」欄ノ記載中

（二）例二ノ次ニ左ノ通加フ

例二「BCG接種、醫師何々」